

平成31年1月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第37号 政務活動費違法支出不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成30年9月27日

判 決

5 奈良県橿原市

原 告

奈良県橿原市

原 告

同所

10 原 告

奈良県橿原市

原 告

奈良県生駒市

原 告

15 奈良県磯城郡川西町

原 告

奈良県天理市

原 告

上記7名訴訟代理人弁護士

石 川 量 堂
野 島 佳 枝
今 治 周 平
幸 田 直 樹

奈良市登大路町30番地

被 告

奈 良 県 知 事
荒 井 正 吾
川 崎 祥 記

25 同訴訟代理人弁護士

片 山 賢 志
前 川 典 彦

判 決

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、別紙請求金額目録の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ同
目録の「合計」欄記載の金員及びうち同目録の「平成25年度」欄記載の金員に
10 対する平成26年5月1日から、うち同目録の「平成26年度」欄記載の金員に
対する平成27年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を請求
せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、奈良県（以下、単に「県」という。）の住民である原告らが、別紙請求
15 金額目録の「相手方」欄記載の県議会議員ら（以下「相手方乾」などという。）は、
県から交付を受けた平成25年度及び平成26年度の政務活動費について、条例
に定める用途基準に適合しない支出があり、相手方らはこれに係る金員を法律上
の原因なく利得しているなどと主張して、県の執行機関である被告に対し、地方
自治法（以下「地自法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、別紙
20 請求金額目録の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ同目録の「合計」
欄記載の不当利得金及びうち同目録の「平成25年度」欄記載の金員に対する平
成25年度分の収支報告書の提出期限の翌日である平成26年5月1日から、う
ち同目録の「平成26年度」欄記載の不当利得金に対する平成26年度分の収支
報告書の提出期限の翌日である平成27年5月1日から各支払済みまで民法7
25 04条前段所定の年5分の割合による利息の支払を請求するよう求める住民訴
訟である。

2 関係法令等の定め

(1) 地自法100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項 議長は、14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成13年奈良県条例第42号。以下「県条例」という。）（甲1）

1条 この条例は、地方自治法（中略）の規定に基づき、奈良県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2条1項 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2項 政務活動費は、（中略）議員にあつては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3条 政務活動費は、会派（中略）及び議員の職にある者に対し交付する。

5条1項 議員に係る政務活動費は、月額28万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

7条1項 議長は、前条1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

8条 知事は、前条各項の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

9条1項 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。（後略）

10条1項 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により、年度終了の日の翌日から起算して30日以内に、領収書の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、別に定める様式による支払証明書）及び議長が別に定める書類（以下「領収書等」と総称する。）を添えて、議長に提出しなければならない。

11条 会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

別表第2（2条関係）

経 費	内 容
-----	-----

調査研究費	議員が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会，講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議，住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(3) 政務活動費の手引（以下「本件手引」という。乙3）

県議会は，平成25年4月，政務活動費の運用方針を記載した本件手引を取りまとめているところ，本件手引には，「使途基準の考え方」として次のような記載がある。

5 使途基準の考え方

調査研究費

調査委託費 調査研究等の政務調査活動業務を，団体又は個人に委託する

ときは、委託業務の名称、調査目的、具体的な委託事項、委託期間、委託金額、委託先等を記載した「業務委託契約書」を締結するものとする。

成果物には委託業務報告のほか委託費の清算報告も必要とする。

契約書及び成果物などは関係証拠書類として5年間保存するものとする。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、県の住民であり、被告は、県の執行機関である。

イ 相手方らは、平成25年度及び平成26年度において県議会議員であった者である。

(2) 政務活動費の交付

県は、相手方らに対し、県条例5条に基づき、平成25年度及び平成26年度の政務活動費を交付した。

(3) 政務活動費の支出等

相手方らは、平成25年度については平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、平成26年度については平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、それぞれ別紙政務活動費収支一覧表の「支出金額」欄記載の金額を政務活動費として支出した（以下「本件各支出」という。ただし、交付を受けた金額の限度で支出したものである。）。その詳細は、別紙政務活動費違法支出一覧表記載のとおりである。

相手方らは、それぞれ、上記各年度において、県条例10条1項に基づき、政務活動費についての収支報告書を県議会議長に提出した。

なお、相手方乾及び相手方上田は、それぞれ、別紙政務活動費収支一覧表の

「残額」欄記載の金員を県に返還した。

(4) 監査請求

原告らは、平成27年10月1日、県監査委員に対し、相手方らが違法に政務活動費を支出したとして、地自法242条1項に基づき、その返還請求等を求める監査請求をしたところ、県監査委員は、同年11月26日、これを却下する決定をし、その旨の通知は、同月27日、原告らに到達した。

(5) 本件訴えの提起（当裁判所に顕著）

原告らは、平成27年12月25日、本件訴えを提起した。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の中心的争点は、本件各支出の違法性（具体的には、本件各支出が県条例2条別表第2の定める使途基準〔政務活動費を充てることができる政務活動に要する経費の範囲。以下、単に「使途基準」という。〕に適合しないものか否か）であり（違法支出であるとした場合、相手方らが悪意の受益者といえるかも問題となる。）、この点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 相手方乾の支出について

ア 原告らの主張

(ア) 調査委託費について

使途基準の解釈及び具体的な適用に当たっては、本件手引の記載は重視されるべきであり、県議会議員は、これに拘束されるものと解すべきである。

相手方乾は、有限会社ブレーン関西（以下「ブレーン関西」という。）に対し、平成26年度の調査委託費の名目で政務活動費を支出しているが、その裏付け資料として提出されているのは、ブレーン関西発行のただし書きに「〇月分」と記載された領収証のみであり、具体的に調査委託をした人物、調査委託の対象、委託内容、委託期間等は一切明らかにされていない上、ブレーン関西代表者自身、成果物が存在せず、調査すら行っていない。

いことを自認している。また、ブレーン関西は、各県議会議員によって委託料が異なるが、その具体的な理由、価格の算定方法も不明である。

したがって、上記支出は、使途基準に反する違法な支出である。

(イ) 事務所賃借料及び事務所駐車場賃借料について

相手方乾は、乾重量株式会社（以下「乾重量」という。）に対し、平成26年度の事務所賃借料の名目で合計103万6800円、駐車場賃借料名目で合計38万8800円の政務活動費を支出しているが、そもそも、事務所賃借料及び事務所に付随する駐車場賃借料は、一般的に政務活動費が想定している費用でないため、「議員の調査研究に資するために必要な経費」には該当しない。

また、上記事務所及び駐車場が政務活動に使用されていたのか、議員の事務所等として使用されていたのかも不明である上、乾重量は、相手方乾本人又はその親族が役員を務める会社であるところ、当該賃借料等が適正価格であることは客観的資料によって示されていない。かえって、支出した事務所賃借料（1か月8万6400円）及び駐車場賃借料（同3万2400円）は、同事務所や同駐車場が田園地帯に所在しており、幹線道路や商業地からも遠く離れていることから、不相当に高額である。

さらに、上記事務所は、政務活動専用と称しているにもかかわらず、後援会事務所及び「乾浩之を育てる会」政治団体事務所のほか、相手方乾の自宅、乾重量の本社、ヒロコーポレーション有限会社と同一所在地にあり、兼用とされている点でも違法である。

なお、県議会議員の平成25年度の政務活動費の支出の違法性が争われた大阪高裁平成30年3月27日判決（甲54）は、上記と同様の事実関係を認定した上、「少なくとも政党活動の事務所とされている外形がある」との判断を示し、相手方乾の事務所費について、いずれも2分の1を超える部分は違法であると判断しているから、本件においても同様の判断がさ

れるべきである。

イ 被告の主張

5 一般に、議員の自由な政務活動を確保し、議会の審議能力を強化するという政務活動費制度の趣旨を実現するという県条例の趣旨からすれば、議員が県条例に則って適法に収支報告書等を提出している以上、当該議員による政務活動費の支出は適法なものと推定され、政務活動費の支出が違法であると主張する側において、これを推認させる具体的事実を主張立証しない限り、当該議員は当該支出が適法であることを説明する義務を負わないというべきである。

10 本件において、収支報告書上、①相手方乾がブレーン関西に委託した調査について、具体的に調査委託した人物、調査委託の対象、委託内容、委託期間が明らかでなく、委託結果のような成果物も不明であることや、②事務所及び駐車場の使用目的や、各賃料が適正価格であるか否かが不明であることは、県条例の下では当然に予定されていることであり、当該政務活動費の支出が違法であることの根拠とはならない。

15 ブレーン関西は、議員の政策力を高めるために、議員活動についての助言・指導、政策課題の提示、調査視察の企画など多岐にわたり議員活動を全般的かつ継続的にサポートすることを業務としており、その業務量に応じて議員ごとに毎年定額の報酬を定めて業務委託契約を締結していたものであるから、その成果物は議員自身の政策力の向上であり、ブレーン関西において何らかの報告書のようなものを作成する立場にはない。ブレーン関西の活動は、議員の調査研究活動に資するものであり、その対価に政務活動費を支出することは適法である。

20 また、県条例及び本件手引は、事務所の賃借料を政務活動費の支出対象としていたものである。そして、平成26年度中、相手方乾は乾重量の役員ではないし、相手方乾の親族が乾重量の役員であったことは知らない。仮に役

員であったとしても、同社が所有する事務所及び駐車場を政務活動のために使用していれば、これに賃借料を支払うことは当然であり、何ら違法ではない。事務所の所在地に照らすと、事務所賃借料が不相当に高額であるとの原告らの主張の根拠は不明である。駐車場賃借料も、調査研究活動に関する多数の県政相談者の来訪に応えるために駐車場5台分が必要であり、1台分当たり月額6480円であるから、不相当に高額ではない。なお、相手方乾の政務活動事務所は、乾重量本社社屋1階の一室であり、乾重量及びヒロコーポレーション有限会社の本店は乾重量本社の2階に置かれていたほか、乾浩之後援会事務所及び政治団体「乾浩之を育てる会」事務所は、上記社屋と同じ土地にある相手方乾の自宅に置かれており、これらは明確に区別され、事務所は兼用ではなかった。駐車場は、政務活動専用事務所前の5台分の駐車スペースだけを賃借し、その範囲は明確であり、駐車場も兼用ではなかった。

なお、原告らが引用する大阪高裁平成30年3月27日判決（甲54）における相手方乾の事務所費に関する認定判断は、民事訴訟における主張立証責任の分配原則に抵触する明らかに誤った認定であるから、上記判決と同様の認定判断がされるべきであるとの原告らの主張は、全く理由がない。

(2) 相手方中村の支出について

ア 原告らの主張

(ア) 切手代、はがき代及び料金別納郵便代について

切手は様々な使途に利用可能であり、性質上換金が極めて容易であるから、切手を大量購入する場合には、その使途が明らかにされない限り、一般的に目的外支出の存在が疑われるのであって、当該切手がいつどのような目的で使用されたかについて明らかでない場合、その切手代は目的外支出として全額違法となる。はがき及び料金別納郵便についても、切手と同様に、いつどのような目的で使用されたかについて明らかでない場合、そ

の代金は目的外支出として全額違法となる。

ところが、相手方中村は、切手の大量購入やはがき代及び料金別納郵便代について、その目的及び用途を明らかにしていないから、全額が違法な目的外支出である。

仮に、後記イのとおり、広報紙「21 century」に関する支出分があるとしても、調査研究に資するものに費やしたものとはいえないから、結局、これに係る支出は違法である。

イ) プレーン関西・東洋印刷株式会社（以下「東洋印刷」という。）・ヤマト運輸株式会社（以下「ヤマト運輸」という。）への各支払について

これらは、相手方中村が発行する広報紙「21 century」に関する支出であるが、その封筒には、発送者として「中村あきら事務所」のほか「中村あきら後援会」が連名で記載されており、また、その封入物として「21 century」のほか、平成27年4月12日の県議会議員選挙に向けた相手方中村直筆の手紙及び支援者紹介はがきが同封されていた。

このように、「21 century」等の送付は、封筒及び封入物からして後援会活動や選挙活動の一環として行われていることが明らかであり、調査研究に資するものに費やしたものとはいえないから、これに係る支出は違法である。

イ 被告の主張

封筒に後援会名の記載がある場合であっても、当該広報紙の送付が政務活動費の支出対象となるか否かは、当該広報紙の記事内容から判断すべきである（東京高裁平成22年11月5日判決・判例秘書登載）。

切手代、はがき代及び料金別納郵便代、プレーン関西等への各支払は、相手方中村が発行する広報紙「21 century」に関する支出であるところ、同紙の記事は、県政全般についての動向や課題、これについての相手方

中村の県議会議員としての意見、政策及び活動内容や地域における活動などを紹介するものであり、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握することに繋がる情報である。また、同封された案内文及び「あなたの声をお聞かせください」と題するはがきは、「21 century」を紹介するとともに、国政及び県政における政治課題につき、県民の意見等を募るものである。したがって、「21 century」及びその同封物は、いずれも県政に対する県民の意思を的確に収集、把握することに繋がるものであり、これらの作成、送付に係る費用は調査研究のために有益な費用であるから、いずれも広報紙に関して使途基準に定める広報広聴費として支出されたものである。相手方中村は、「21 century」に関する費用の8分の7に政務活動費を按分支出しているが、その記事内容に照らすと、按分支出すべき理由はなく、全額に政務活動費を支出しても適法である。

県条例の下では、広報広聴費に係る収支報告書の添付資料としては領収書のみが要求され、按分充当する場合にはその按分率を記載するよう要求されているだけであり、その詳細な使途の内訳を説明する資料や按分率の根拠を説明する資料の添付は義務付けられていなかったから、収支報告書上、広報広聴費に係る支出の具体的使途や按分率の根拠が不明であることは当然に予定されていることであり、当該政務活動費の支出が違法であることの根拠とはならない。

なお、選挙支援者の紹介を要請する直筆手紙（甲26）、支援者紹介用のはがき（甲27）は、平成27年4月12日に控えていた県議会議員選挙のために、同年1月中に、相手方中村が親しくしている人に宛てた200部弱についてのみ、「21 century」第40号（平成26年12月20日発行）に同封して送付されたものであって、その余の「21 century」第40号の送付に当たっては同封されていない。また、上記直筆手紙は、相手方中村が全て手書きで作成したものであり、紹介用はがきの作成には政務

活動費を充当していない。そして、直筆手紙等が同封された200部弱については、「21 century」第40号を含む送付物全体における選挙活動の部分が2分の1を超えることはないところ、その送付に要した切手代（1部当たり140円の切手を貼付している。）は2万8000円を超えないから、選挙活動に係る切手代は多くても1万4000円であり、「21 century」第40号送付のための切手代のうち政務活動費を充当しなかった部分（14万7300円－12万8887円＝1万8413円）を下回るから（甲6）、結局、違法はない。

(3) 相手方神田の支出について

ア 原告らの主張

(ア) 調査委託費について

相手方乾（前記(1)ア(ア)）と同様である。

(イ) 研修費について

相手方神田は、奈良政策研究会の会費名目で合計4万円の政務活動費を支出しているが、奈良政策研究会は県議会議員のみで構成されているものではなく、市議会議員や議員以外の様々な地位の人で構成されており、その活動に県政との関連性を見出し難く、上記支出について全額が使途基準に反しており、違法である。

(ウ) 資料購入費

相手方神田は、読売新聞朝刊購読料の名目で合計4万5300円の政務活動費を支出しているが、領収証の宛名は、相手方神田の親族が経営し、相手方神田が役員を務め、居宅介護支援、訪問介護及び通所介護等の業務を行っている施設「アシストひまわり」となっており、どのように政務活動に利用されたのか不明である。

(エ) 事務所費

相手方神田は、事務所借上費の名目で合計7万56000円の政務活動

5 費を支出しているが、領収証の発行元は、相手方神田の親族が経営し、相手方神田が役員を務めている施設「アシストひまわり福祉総合センター」となっている。そして、その施設平面図及び事業所写真には政務活動専用事務所の存在は記載されておらず、同事務所となり得るような部屋も存在せず、デイサービス事業の申請に当たり、その施設の一部が政務活動事務所とされる旨の申請もしていないことから、上記施設に政務活動事務所は存在しない。

また、上記支出は、議員又は本人が役員を務める法人への賃料の支払であって、賃料が適正価格であることを客観的に示す資料はない。

10 イ 被告の主張

(ア) 調査委託費について

前記(1)イと同様である。

(イ) 研修費について

15 奈良政策研究会が、県議会議員だけでなく、市議会議員や議員以外の様々な地位の人で構成されている事実は、同会の活動と県政との関連性を否定する事実とはいえ、同会会費への政務活動費の支出が違法であることを推認させる具体的事実ではない。これが県政に関する調査研究活動を行う上で有用であることは明白であり、上記支出は何ら違法ではない。

(ウ) 資料購入費について

20 資料購入費に係る領収証の宛名が「神田加津代(アシストひまわり)」となっているのは、当時、相手方神田が、アシストひまわりの施設の一室を賃借して政務活動事務所として使用していたため、新聞販売店が建物名を括弧書きで記入したに過ぎず、領収証の受取人は相手方神田である。領収証の宛名が上記のような記載になっていることは、政務活動費の支出が違法であることを推認させる具体的事実ではない。

25 (エ) 事務所費

相手方神田の親族及び本人がアシストひまわりの役員であることは不知である。

5 収支報告書において事務所費に係る添付資料として要求されているのは領収書のみであって、当該賃料が適正価格であることを証する書面の添付は義務付けられていないから、適正価格か否か不明である事実をもって違法であることを推認するのは失当である。

10 相手方神田は、アシストひまわりの一室を政務活動専用の事務所として賃借していたのであり、政務活動と介護事業とは全く性質が異なっていることから、それぞれの活動を明確に区別することが可能である。アシストひまわりのデイサービスセンター申請書類に政務活動事務所の記載がないのは、最初の事業者指定（平成16年6月15日）時には、政務活動事務所はなく、政務活動事務所設置（平成20年4月1日）後の更新申請の際に（平成21年12月21日）、最初の申請の添付書類をそのまま流用したためである。

15 (4) 相手方上田の支出について

ア 原告らの主張

20 相手方上田は、一般社団法人斑鳩町観光協会ほか8つの団体に対して、研修会参加費等の名目で平成25年度は合計12万9000円、平成26年度は合計15万8000円を支出しているが、具体的に参加した研修の日時場所・研修内容、各団体の組織構成・事業内容・県政との関連性等は一切明らかにされておらず、これらの研修による成果物も示されていないことから、その活動の県政との関連性は不明であり、会費の支出について全額が違法である。

25 公益財団法人斑鳩町文化振興財団に対する支出は、いかるがホール友の会年会費であるが、支出額1000円は法人会員ではなく個人会員に設定された金額であり、同会は、ホール主催の公演についての優待特典以外に特段の

活動を行っているものでなく、ホール主催の公演は映画やコンサートなどの娯楽であるから、政務活動に関連していないことは明らかである。

5 特定非営利活動法人虹の家は、障がい者の自立のための福祉の増進等を行う団体である。同法人への支出は、年会費5000円であり、これは正会員に設定された金額であるが、正会員は総会における議決権を有しているもの、政務活動に関する研修を受けることが要請されているわけではない。

10 一般社団法人斑鳩町観光協会の会費は、同協会の構成員となるための費用であり、団体等が開催する研修会、講演会等へ議員が参加するための経費ではないし、同協会は会員に対して講演会や研修会を開催しておらず、事業費として研修開催費用が計上されていない。通常総会への参加は、研修への参加とは本来的に同一とはいえず、あくまで会員が集まって行われる意思決定の場に過ぎないのであるから、研修費として支出するのは違法である。

イ 被告の主張

15 収支報告書において事務所費に係る添付資料として要求されているのは領収書のみであって、具体的に参加した研修の日時場所・研修内容、各団体の組織構成・事業内容・県政との関連性等や研修による成果物を明らかにすることは義務付けられていないから、これらの点が不明である事実をもって違法であることを推認するのは失当である。

20 公益財団法人斑鳩町文化振興財団に関しては、相手方上田が県内の有望な若手音楽家の育成や発掘に力を入れ、県議会においても県民による議場コンサートを実現するなど、音楽分野を中心に県の文化芸術振興政策に取り組んでいたところ、県内で活躍する文化芸術団体の存在や活動状況を知るために、同団体の会報を用いて情報収集を行っていた。したがって、その会費は、文化芸術振興政策に関する調査研究活動に資する情報収集のための費用であり、違法ではない。

25 特定非営利活動法人虹の家の正会員は、総会のほかに同団体から案内され

る各種催しに参加することができ、これらに参加する福祉関係者との交流を通じて、福祉政策を考えるに当たって有益な情報の収集に努めていたものである。したがって、その会費は、福祉政策に関する調査研究活動に資する情報収集のための費用であり、違法ではない。

5 一般社団法人斑鳩町観光協会の会員は、毎年5月の通常総会に出席し、同協会が企画・実施した観光イベント等の事業報告を受けたり、その問題点、成果等について会員間で意見交換を行ったりすることができ、また、同協会を通じて全国自治体から観光関連事業の情報提供を受けることができるものであり、県の観光施策を考える上で有益な情報を得ることができるから、
10 研修会への参加に類似するものである。

したがって、その会費は、観光政策に関する調査研究活動に資する情報収集のための費用であり、上記支出は何ら違法ではない。

第3 当裁判所の判断

1 主張立証責任の所在について

15 (1) 本件は、原告らが、被告に対し、相手方らに対して不当利得返還請求権を行使するよう求めるものである。したがって、県が上記不当利得返還請求権を有することについては、原告らがその発生原因事実を主張立証しなければならない。すなわち、原告らは、本件においては、その主張する相手方らの支出に対する政務活動費の充当が法律上の原因を欠くこと、すなわち、上記支出が政務
20 活動費に該当しないことを主張立証しなければならない。

(2) もっとも、政務活動費は、これが議員の政策立案のための調査研究その他の活動の重要性に鑑み、これに資するため必要な経費の一部として議員に交付されるようになったという制度趣旨に照らし、適正な支出が求められることはい
25 うまでもないし、具体的な支出の使途の適否ないし当否については、最終的には、住民の政治的判断に委ねられるべきものというべきである。

しかしながら、前記第2の2の関係法令等の定めのとおり、県では、政務活

動費について県条例を制定し、政務活動費の使途に関して基準を定め、さらに、政務活動費の運用方針を定めた本件手引を参照することとしてこれを周知させ、もって政務活動費の支出の適正を確保していることが認められる。これらの定めによれば、政務活動費の交付を受けた議員は、県議会議長に対し、所定の収支報告書を提出しなければならないが、これには、支出した項目ごとに支出額、主たる支出の内訳を記載し、支出の裏付けとなるべき領収書等を添付すべきことが定められており、政務活動費を支出金の一部に充当・按分する場合には、按分率及び政務活動費の支出額を記載することとされている。政務活動費についてこのような定めがされているのは、議会における議員の上記活動の重要性に鑑み、議員の自由な調査研究その他の活動を確保し、もって議会の審議能力を強化するという政務活動費制度の趣旨を実現するとともに、その支出の適正を図ることにあるものと考えられる。そして、政務活動費の支出を受けた議員は、これらの定めるところに従い、所定の記載をした収支報告書等を提出した場合には、それぞれの政務活動費の支出については、一応上記報告書どおりに行われたものと推認される。

したがって、これらの収支報告に係る政務活動費の支出のうち目的外支出があつて、これが議員において不当利得となると主張するのであれば、当該支出が違法ないし不当であるとする者（本件では原告ら）において、これを主張立証しなければならないものと解するのが相当である。

以上を前提に、以下、本件の争点について検討する。

2 争点(1) (相手方乾) について

(1) 調査委託費について

ア 原告らは、前記第2の4(1)ア(ア)のとおり主張する。

イ 確かに、証拠(甲5)及び弁論の全趣旨によれば、相手方乾は、ブレーン関西に対し、平成26年度の学識経験者への調査委託費の名目で政務活動費を支出しているところ、その収支報告書(甲5)に添付されたブレーン関西

発行の領収証には、ただし書として「4月分」(甲5・2枚目)などの記載がされているものの、原告らが主張するような具体的に調査委託をした人物や調査委託の対象、委託内容、委託期間等を明らかにする資料は添付されていないことが認められる。

5. しかしながら、証拠(乙10, 11)及び弁論の全趣旨によれば、ブレーン関西は、平成7年4月26日に奈良市において成立したコンサルティング会社であり、代表取締役である須和隆彦は、ブレーン関西を設立する前に新聞社に勤務していたほか、自由民主党所属の前田武志衆議院議員の秘書を務めていた経歴を有することから、ブレーン関西は、これらの経験やノウハウ等を活かして、国会議員及び地方議会議員の活動を継続的にサポートし、議員の政策力を高めることを業務としていること、このうち、県議会議員に対しては、政策力を高めるアドバイス、一般質問の項目選定及び資料収集、作成へのアドバイス、政策に関する資料収集、県政報告会開催の諸準備、県政報告のための新聞製作、政策テーマごとの研修会、視察の実施といった業務を行っていること、ブレーン関西は、複数の県議会議員との間で、年度ごとに1年間の業務委託契約を締結し、業務量に応じて毎月定額の報酬額を県議会議員ごとに定めていたことが認められる。

10
15
20 以上によれば、相手方乾が学識経験者への調査委託費の名目でブレーン関西に対して平成26年度の政務活動費を支出したことは、議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費を支出したものであるということができ、用途基準に沿うものと認めることができる。

25 もとより、本件手引(前記第2の2の関係法令等の定め(3))には、用途基準の考え方として、調査委託費については、調査研究等の政務調査活動業務を、団体又は個人に委託するときは、委託業務の名称、調査目的、具体的な委託事項、委託期間、委託金額、委託先等を記載した「業務委託契約書」を

締結するものとする事、成果物には委託業務報告のほか委託費の精算報告も必要とすること、契約書及び成果物などは関係証拠書類として5年間保存するものとする事が定められているが、県条例に基づいて交付を受けた政務活動費の収支報告書に上記の契約書や成果物などを添付することを義務付けた規定はないから、相手方乾と関西ブレンとの間の業務委託契約書等が本件訴訟で提出されていないことは、当裁判所の上記認定判断を左右するものではない。

ウ したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

(2) 事務所賃借料及び事務所駐車場賃借料について

ア 原告らは、前記第2の4(1)ア(イ)のとおり主張する。

イ 確かに、証拠(甲5)及び弁論の全趣旨によれば、相手方乾は、乾重量に対し、平成26年度の事務所借上費及び駐車場借上費の名目で142万5600円の政務活動費を支出していることが認められる。また、証拠(乙17, 18)及び弁論の全趣旨によれば、相手方乾は、平成23年5月1日、乾重量との間で、同社所有の2階建ての本社社屋1階部分の一室を政務調査活動に必要な事務所として使用する目的で、賃料月額8万4000円(水道光熱費込み)との約定で賃借する旨の事務所賃貸借契約を締結するとともに、同社所有の本社敷地内の駐車場5台分を政務調査活動の必要な駐車場として使用する目的で、賃料月額3万1500円との約定で賃借する旨の駐車場賃貸借契約を締結したこと(上記各賃貸借契約は、その後、更新されている。)が認められる。そして、証拠(甲19)によれば、相手方乾は、平成25年1月31日までは乾重量の代表取締役の地位にあったことが認められる。

しかしながら、相手方乾が乾重量の代表取締役に就任していたとしても、もとより乾重量と相手方乾とは別個独立した法主体であるから、乾重量が代表者個人である相手方乾に対して乾重量所有の事務所ないし駐車場を賃貸することが不自然、不合理であるとはいえない。また、証拠(乙6, 20)



及び弁論の全趣旨によれば、相手方乾が政務活動のために使用している上記事務所のある乾重量の2階建ての本社社屋は、2階部分に乾重量及ヒロコーポレーション有限会社の本店があり、また、乾浩之後援会事務所及び政治団体「乾浩之を育てる会」事務所は、上記社屋と同じ土地にある相手方乾の自宅に置かれていたことが認められ、相手方乾が政務活動のために使用する事務所が兼用されていたことを認めるに足りる証拠はない。相手方乾が政務活動のために使用する上記駐車場についても同様である。そして、相手方乾が乾重量から賃借する上記事務所及び駐車場に係る賃借料が相場に照らして不相当に高額であることを認めるに足りる証拠もない。

原告らは、相手方乾と乾重量との間の賃貸借契約は不自然であるなどと縷々主張するが、上記の認定判断に照らし、採用することができない。

以上によれば、相手方乾が事務所借上費及び駐車場借上費の名目で平成26年度の政務活動費を支出したことが使途基準に反する違法なものと認めることはできないというべきである。

原告らは、前記第2の4(1)ア(イ)末段のとおり主張するが、原告ら主張の大阪高裁平成30年3月27日判決(甲54)を考慮しても、相手方乾による上記各支出が使途基準に反する違法なものと認めることはできない。

ウ したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

3 争点(2) (相手方中村) について

(1) 切手代、はがき代及び料金別納郵便代について

ア 原告らは、前記第2の4(2)ア(ア)のとおり主張する。

イ 確かに、証拠(甲6)及び弁論の全趣旨によれば、相手方中村は、平成26年度の広報誌作成、郵送料等の名目で30万3千475円3分の政務活動費を支出したこと、同年度の政務活動費収支報告書には、相手方中村が相当数の切手やはがきを購入したほか、料金別納郵便を利用したことを示す領収証等が添付されていることが認められ、他方で、上記の切手やはがき、料金別納

郵便が具体的にどのように使用されたのかを窺わせる資料は添付されていない。また、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、相手方中村は、本件訴訟の係属中である平成28年2月5日、平成26年度のはがき代及び料金別納郵便に係る収支報告書を訂正したことが認められる。

5 しかしながら、前記第2の2の関係法令等の定めのとおり、使途基準上、
広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する
経費」が掲げられており、本件手引（乙3）には、広聴広報費の使途内容の
うち広報紙について、「印刷費」と「送料、配布料」を例示した上、「政党活
動、後援会活動等他の活動の掲載がある場合は、掲載記事の割合等により按
10 分する。」とされている。そして、相手方中村が政務活動費として支出した
切手代、はがき代及び料金別納郵便代が、一般的に上記の「送料、配布料」
に該当することは明らかである。加えて、証拠（甲28、29、乙6）及び
弁論の全趣旨によれば、相手方中村は、平成26年4月1日に自らが編集し
ている広報紙「21 century」（第39号）を、同年12月10日に
15 「21 century」（第40号）をそれぞれ発行したこと、「21 cen
tury」に記載されている内容（甲28）は、県政全般についての動向や
課題、これについての相手方中村の県議会議員としての意見、政策及び活動
内容や地域における活動等を紹介するものであり、同紙の右上に「あなたの
意見・提言を」と記載されているように、県政に対する県民の意思を的確に
20 収集、把握することを目的とするものであること、同紙に同封された案内
文（甲30）及び裏面に「あなたの声をお聞かせ下さい」と印刷されたはが
き（甲29）は、同紙を紹介するとともに国政及び県政に関する政治課題に
ついて県民の意見等を募るものであることが認められる。そして、証拠（甲
6、26、27、乙6）及び弁論の全趣旨によれば、相手方中村は、「21 c
25 entury」第39号については、送付のために切手代、はがき代及び料
金別納郵便代を政務活動費として支出したこと、「21 century」第

40号については、約1万8000部を印刷し、うち1万6840部を平成26年中にゆうメール特別便（料金後納郵便）で一斉送付し、残りの約1200部は140円分の切手を貼付した封筒で順次送付したものの、このうち200部弱については、平成27年4月12日の県議会議員選挙を控えていたことから、選挙支援者の紹介を要請する直筆の手紙（甲26）と支援者紹介用のはがき（甲27）を同封して、同年1月中に送付したこと、相手方中村の平成26年度の政務活動費収支報告書（甲6）に添付された領収証等のうち、上記のゆうメール特別便の発送分に係る領収証等は12枚目（甲6の右上に手書きで「12」と記載のあるもの）及び14枚目（同前）であること、直筆の手紙等を同封した第40号に関係がある切手代の領収証は10枚目（同前）のみであることが認められる。

そうすると、相手方中村が送付した「21 century」（第40号）のうち、140円分の切手を貼付して送付した約200部（切手代約2万8000円）については、相手方中村自身の県議会議員選挙を控えた選挙活動に関する部分が含まれているものといわざるを得ず、少なくとも切手代約2万8000円のうち、2分の1を超える部分（1万4000円）について、使途基準の定める広聴広報費には当たらず、使途基準に反する違法な支出であるというべきである。

他方、相手方中村が広報紙「21 century」を編集発行し、案内文と意見を募集する旨のはがきを同封することは、県政に対する県民の意見を的確に収集、把握することに繋がるものであること、すなわち、上記の使途基準で掲げられている「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に関する」ものであるということが出来るから、広報紙「21 century」の送付のための切手代、はがき代及び料金別納郵便代は、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に関する経費」に当たると認められることができる。

ウ　ところで、県条例に基づいて交付された政務活動費について、その収支報告書上の支出の一部が実際には存在しない又は使途基準に適合しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回ることとならない場合には、当該政務活動費の交付を受けた議員は、県に対する不当利得返還義務を負わないものと解するのが相当である（最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決・裁判所時報1712号1頁参照）。

相手方中村は、平成26年度の広報誌作成、郵送料等の名目で303万4753円の政務活動費を支出し、その旨の収支報告書を提出したが、平成28年2月5日、支出のうち広聴広報費303万4753円を303万2291円に、支出合計額353万7479円を353万5017円にそれぞれ訂正する旨の訂正届を県議会議長宛てに提出している（乙1）。そして、上記訂正後の支出合計額353万5017円から1万4000円を控除しても、相手方中村が県から交付を受けた政務活動費336万円（甲6）を下回ることとはならないから、相手方中村は、上記1万4000円について、県に対する不当利得返還義務を負わないというべきである。

エ　したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

(2) ブレーン関西・東洋印刷・ヤマト運輸への各支払について

ア　原告らは、前記第2の4(2)ア(イ)のとおり主張する。

イ　ブレーン関西・東洋印刷・ヤマト運輸への各支払が、前記(1)イの相手方中村の編集発行に係る広報紙「21century」に関する支出であることは、原告らも認めている。そして、ヤマト運輸への支払は、当該会社の業務内容（宅配業であることは公知の事実である。）に照らし、「21century」の発送に係る費用の支払であることが容易に推認されるところ、前記(1)イで判示したとおり、平成27年4月12日の県議会議員選挙を控えてい

た相手方中村が、同年1月中に、選挙支援者の紹介を要請する直筆の手紙(甲26)と支援者紹介用のはがき(甲27)を同封して「21 century」(第40号)を送付した約200部については、140円切手を貼付していたのであり、ヤマト運輸に依頼して発送したことを窺わせる事情は認められないから、ヤマト運輸への支払が使途基準に適合しない支出であるということ
5 にはできない(なお、相手方中村は、平成26年度の政務活動費収支報告書〔甲6〕において、ヤマト運輸への支払分については8分の7を計上するなどの処理をしている。)

また、ブレーン関西への支払は、前記2(1)イで判示した同社の業務内容等に照らすと、「21 century」の編集等に携わったことに対する対価
10 であると推認されるから、使途基準に適合しない支出であるということではできない。

さらに、東洋印刷への支払は、会社名から窺える業務内容に照らし、広報紙「21 century」の印刷費であると認められるから、使途基準に適合しない支出であるということではできない(なお、相手方中村は、上記収支報告書において、東洋印刷への支払分については8分の7を計上するなどの
15 処理をしている。)

なるほど、証拠(甲25)によれば、相手方中村が「21 century」を発送する際、「中村あきら事務所」及び「中村あきら後援会」が連名で記載された封筒を用いていたことがあることが認められる。しかしながら、相手方中村が提出した上記収支報告書及び添付された領収証等をみても、上記封筒の印刷ないし作成に要した費用を相手方中村が政務活動費として支出
20 していたことを窺わせる事情は認められない。

そうすると、相手方中村のブレーン関西・東洋印刷・ヤマト運輸への支払
25 が使途基準に適合しない違法な支出であると認めることはできないというべきである。

ウ したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

4 争点(3) (相手方神田) について

(1) 調査委託費について

原告らは、前記第2の4(3)ア(ア)のとおり主張するが、相手方神田による調査委託費名目の政務活動費の支出が使途基準に沿うものと認めることができることは、前記2(1)イで判示したのと同様である。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 研修費について

ア 原告らは、前記第2の4(3)ア(イ)のとおり主張する。

イ 確かに、証拠(甲7)及び弁論の全趣旨によれば、相手方神田は、奈良政策研究会会費の名目で、平成26年度に4万円の政務活動費を支出したこと、上記年度に係る政務活動費収支報告書には、相手方神田が平成26年4月分ないし同年11月分の会費(月額5000円)を支払っていたことを示す領収証が添付されていること、上記領収証に記載された奈良政策研究会は、大和高田市にある県議会議員米田忠則事務所内にあることが認められる。そして、奈良政策研究会が、県議会議員だけでなく、市議会議員や議員以外の様々な地位の人で構成されていることは、被告も認めている。

しかしながら、奈良政策研究会が上記のような構成員でもって構成されている団体であるからといって、同会の活動と県政との関連性が直ちに否定されるものではない。そして、同会の名称に照らすと、同会は県政に関する様々な研究等を行っていることが推認されることからすると、相手方神田が奈良政策研究会の会費を支払って同会の様々な活動に参加することは、使途基準の定める会議費(「1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費」、「2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」)の趣旨に沿うものといえることができる。

以上によれば、相手方神田が奈良政策研究会会費の名目で平成26年度の

政務活動費を支出したことが使途基準に適合しない違法なものであると認めることはできない。

ウ したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

(3) 資料購入費について

5 ア 原告らは、前記第2の4(3)ア(ウ)のとおり主張する。

イ 確かに、証拠(甲7)及び弁論の全趣旨によれば、相手方神田は、平成26年度の新聞購読料の名目で政務活動費を支出したこと、その収支報告書(甲7)に添付されている読売新聞販売店の発行に係る領収証の宛名は「神田加津代(アシストひまわり)」と記載されていることが認められる。

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
しかしながら、証拠(乙6)及び弁論の全趣旨によれば、相手方神田は、平成20年4月1日、有限会社アシストひまわりとの間で、同社所有の本社社屋建物(アシストひまわりデイサービスセンターの建物)の一部を、調査研究活動のための事務所として賃借する契約を締結し、以後、相手方神田が同事務所を現在まで使用していること、上記領収証の宛名が「神田加津代(アシストひまわり)」とされているのは、新聞販売店が建物名を括弧書きで記入したものであり、領収証を受け取ったのは相手方神田であることが認められる。そうすると、新聞購読料に係る領収証の宛名が上記のとおりであるからといって、相手方神田が政務活動のために読売新聞を購読していたのではなく、有限会社アシストひまわりないしアシストひまわりデイサービスが読売新聞を購読していたものと推認することはできないというべきである。他に相手方神田が政務活動以外の目的で上記の新聞購読料を負担していたことを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、相手方神田が新聞購読料の名目で政務活動費を支出したことが使途基準に適合しないものであると認めることはできない。

ウ したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

(4) 事務所費について

ア 原告らは、前記第2の4(3)ア(エ)のとおり主張する。

イ 確かに、証拠(甲7)及び弁論の全趣旨によれば、相手方神田は、平成26年度の事務所借上費の名目で政務活動費を支出したこと、その収支報告書に添付された領収証には、宛名を「神田かづよ事務所」とし、有限会社アシストひまわりが平成26年4月分ないし平成27年3月分として毎月6万3000円の家賃を受領した旨の記載があることが認められる。

しかしながら、上記(3)イで認定したとおり、相手方神田は、有限会社アシストひまわりとの間で、同社所有の本社社屋の一部を調査研究活動として使用する目的で賃借する旨の契約を締結している。そして、有限会社アシストひまわりが相手方神田の親族の経営する会社であるとしても、もとより相手方神田と有限会社アシストひまわりは別個独立した法主体であるから、上記賃貸借契約の締結自体が不自然、不合理であるとはいえないし、月額賃料(契約締結当時は6万3000円、水道光熱費込み。乙6)が高額に過ぎると認めるに足りる証拠もない。

そうすると、相手方神田が有限会社アシストひまわりに支払った家賃(75万6000円)が用途基準に適合しない違法なものであると認めることはできない。

ウ したがって、原告らの上記アの主張は採用することができない。

5 争点(4)(相手方上田)について

(1) 原告らは、前記第2の4(4)アのとおり主張する。

(2) 確かに、証拠(甲8, 9)及び弁論の全趣旨によれば、相手方上田は、研修会参加費などの名目で平成25年度及び平成26年度にそれぞれ政務活動費を支出していること、上記各年度の政務活動費収支報告書には、相手方上田が公益財団法人斑鳩町文化振興財団などに対して年会費等を支払った旨の領収証が添付されていることが認められる。

しかしながら、原告らが指摘する団体のうち、①公益財団法人斑鳩町文化振

興財団の年会費の点について、証拠（甲39、40、乙21）及び弁論の全趣旨によれば、相手方上田は、県内の有望な若手音楽家の育成や発掘に力を入れており、県議会においても、県民による議場コンサートを実現するなど、音楽分野を中心に県の文化芸術振興政策に取り組んでいたこと、同財団の「いかるがホール友の会」の会員には、会報が定期的に郵送されているところ、会員は、
5 これにより県内で活躍する各種文化芸術団体の存在や活動状況等を知ることができ、県内の文化芸術情報及び当該情報を得る端緒となる情報を収集することができることが認められる。そうすると、相手方上田が同財団の年会費の名目で政務活動費を支出していたことは、県内の文化芸術振興政策に関する調査
10 研究活動に資する情報収集のための支出とすることができるから、使途基準に適合しない違法な支出であると認めることはできない。

また、原告らが指摘する団体のうち、②特定非営利活動法人虹の家の会費について、証拠（甲41、乙21）及び弁論の全趣旨によれば、同法人は、地域の障害者に対して、明るく楽しく生き生きとして自立した生活を営むことができるよう社会福祉に関する事業を行い、相互に人格と個人を尊重して暮らすこと
15 ができる地域社会の実現に寄与することを目的としており、正会員は入会金及び会費を納入する義務を負うこと、正会員は、総会に出席できるほか、虹の家から送付される各種催しに参加することができ、これらを通じて福祉関係者と交流を深めることができることが認められる。そうすると、相手方上田が同
20 法人の会費名目で政務活動費を支出していたことは、福祉政策に関する調査研究活動に資する情報収集のための支出とすることができるから、使途基準に適合しない違法な支出であると認めることはできない。

また、原告らが指摘する団体のうち、③一般社団法人斑鳩町観光協会の会費の点について、証拠（乙19、20）及び弁論の全趣旨によれば、同協会は、
25 斑鳩町及びその周辺地域の観光文化の向上及び観光事業の健全な発展に寄与することを目的としており、同会の構成員である正会員は、斑鳩町及びその周

辺地域における観光事業に関係ある団体若しくは個人で、同会の目的に賛同した者とし、正会員は別に定める会費を納入する義務があることが認められる。そうすると、相手方上田が、同協会の会費名目で政務活動費を支出していたことは、県の観光政策に関する調査研究活動に資する有益な情報収集のための支出ということができるから、使途基準に適合しない違法な支出であると認めることはできない。

(3) したがって、原告らの上記(1)の主張は採用することができない。

6 まとめ

以上のとおりであるから、原告らの請求は、その余の点について検討するまでもなくいずれも理由がない。

第4 結論

よって、原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 島 岡 大 雄

裁判官 松 浪 聖 一

裁判官 武 内 良 佳

(別紙)

請求金額目録

	相手方	平成25年度	平成26年度	合計
1	乾浩之		207万3600円	207万3600円
2	中村昭		303万2291円	303万2291円
3	神田加津代		264万1300円	264万1300円
4	上田悟	12万9000円	15万8000円	28万7000円

(別紙)

政務活動費収支一覧表

相手方	収 支			
	年度	交付金額	支出金額	残額
乾浩之	平成26年度	336万円	287万8801円	48万1199円
中村昭	平成26年度	336万円	353万5017円	0円
神田加津代	平成26年度	336万円	339万7921円	0円
上田悟	平成25年度	336万円	124万5547円	211万4453円
	平成26年度	336万円	124万5043円	211万4957円

(別紙) 政務活動費 違法支出一覧表

相手方	年度	科目	内容	支出日	支出額(円)	違法額(円)	備考		
乾 浩之	平成26年度	調査研究費	有限会社ブレーン関西への支払	H26.4.30	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.5.27	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.7.29	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.7.29	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.8.28	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.9.25	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.10.28	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.11.28	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.12.26	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.1.28	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.2.27	54,000	54,000			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.3.26	54,000	54,000			
			計		648,000	648,000			
			事務所費	事務所賃借料(4月分)	H26.4.30	86,400	86,400		
				事務所賃借料(5月分)	H26.5.27	86,400	86,400		
		事務所賃借料(6月分)		H26.7.28	86,400	86,400			
		事務所賃借料(7月分)		H26.7.29	86,400	86,400			
		事務所賃借料(8月分)		H26.8.28	86,400	86,400			
		事務所賃借料(9月分)		H26.9.25	86,400	86,400			
		事務所賃借料(10月分)		H26.10.28	86,400	86,400			
		事務所賃借料(11月分)		H26.11.28	86,400	86,400			
		事務所賃借料(12月分)		H26.12.26	86,400	86,400			
		事務所賃借料(1月分)		H27.1.28	86,400	86,400			
		事務所賃借料(2月分)		H26.2.27	86,400	86,400			
		事務所賃借料(3月分)		H27.3.26	86,400	86,400			
		駐車場賃借料(4月分)		H26.4.30	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(5月分)		H26.5.27	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(6月分)		H26.7.28	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(7月分)		H26.7.29	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(8月分)		H26.8.28	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(9月分)		H26.9.25	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(10月分)		H26.10.28	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(11月分)		H26.11.28	32,400	32,400			
		駐車場賃借料(12月分)	H26.12.26	32,400	32,400				
		駐車場賃借料(1月分)	H27.1.28	32,400	32,400				
		駐車場賃借料(2月分)	H27.2.27	32,400	32,400				
		駐車場賃借料(3月分)	H27.3.26	32,400	32,400				
		計		1,425,600	1,425,600				
		小計			2,073,600				
		中村 昭	平成26年度	広聴広報費	第2種通常はがき(67円×42枚)	H26.4.18	2,814	2,462	代金の87.5%に充当

相手方	年度	科目	内容	支出日	支出額(円)	違法額(円)	備考			
			切手代	H26.4.26	23,650	20,693	代金の87.5%に充当			
			切手代	H26.11.28	147,300	128,987	代金の87.5%に充当			
			料金別納郵便代	H26.5.9	174,923	150,595	代金の87.5%から上記代(2462円)を控除した部分に充当			
			ゆうメール特別(11,722通)	H26.12.25	750,208	658,432	代金の87.5%に充当			
			ゆうメール特別(5,118通)	H26.12.28	327,552	286,608	代金の87.5%に充当			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.4.25	108,000	94,500	代金の87.5%に充当			
			有限会社ブレーン関西への支払	H26.10.16	108,000	94,500	代金の87.5%に充当			
			奈良新聞印刷株式会社への支払	H26.4.10	189,000	165,375	代金の87.5%に充当			
			奈良新聞印刷株式会社への支払	H26.12.11	129,600	113,400	代金の87.5%に充当			
			東洋印刷株式会社への支払	H26.4.14	533,610	466,908	代金の87.5%に充当			
			東洋印刷株式会社への支払	H26.12.26	474,372	415,075	代金の87.5%に充当			
			ヤマト運輸株式会社への支払	H26.4.30	499,265	436,856	代金の87.5%に充当			
			計		3,468,294	3,032,291				
			小計			3,032,291				
			神田加津代	平成26年度	調査研究費	有限会社ブレーン関西への支払	H26.4.30	150,000	150,000	
						有限会社ブレーン関西への支払	H26.6.2	150,000	150,000	
						有限会社ブレーン関西への支払	H26.6.30	150,000	150,000	
有限会社ブレーン関西への支払	H26.7.29	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H26.9.1	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H26.9.29	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H26.10.29	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H26.11.28	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H26.12.30	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H27.1.30	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H27.3.3	150,000				150,000				
有限会社ブレーン関西への支払	H27.3.31	150,000				150,000				
計		1,800,000				1,800,000				
研修費	奈良政策研究会への支払	H26.4.30			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.5.29			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.6.30			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.7.31			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.8.31			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.9.30			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.10.30			5,000	5,000				
	奈良政策研究会への支払	H26.11.30			5,000	5,000				
	計				40,000	40,000				
	資料購入費	新聞購読料			H26.4	3,775	3,775			
新聞購読料		H26.5	3,775	3,775						

相手方	年度	科目	内容	支出目	支出額(円)	違法額(円)	備考
			新聞購読料	H26.6	3,775	3,775	
			新聞購読料	H26.7	3,775	3,775	
			新聞購読料	H26.8	3,775	3,775	
			新聞購読料	H26.9	3,775	3,775	
			新聞購読料	H26.10	3,775	3,775	
			新聞購読料	H26.11	3,775	3,775	
			新聞購読料	H26.12	3,775	3,775	
			新聞購読料	H27.1	3,775	3,775	
			新聞購読料	H27.2	3,775	3,775	
			新聞購読料	H27.3	3,775	3,775	
			計		45,300	45,300	
		事務所費	有限会社アシストひまわりへの支払	H26.4.30	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.5.31	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.6.30	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.7.29	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.8.26	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.9.29	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.10.29	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.11.28	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H26.12.30	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H27.1.30	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H27.3.12	63,000	63,000	
			有限会社アシストひまわりへの支払	H27.3.31	63,000	63,000	
			計		756,000	756,000	
		小計				2,641,300	
上田信	平成25年度	研修費	一般社団法人斑鳩町観光協会への支払	H25.5.2	3,000	3,000	
			特定非営利活動法人虹の家への支払	H25.5.13	5,000	5,000	
			奈良ヒューライツ議員団への支払	H25.5.13	30,000	30,000	
			斑鳩町自治振興会への支払	H25.5.30	5,000	5,000	
			公益財団法人斑鳩町文化振興財団への支払	H25.7.31	1,000	1,000	
			新生奈良研究会への支払	H25.11.29	60,000	60,000	
			生駒郡町村会・町村議会議長会への支払	H25.1.12	15,000	15,000	
			奈良政策研究会への支払	H26.2.25	10,000	10,000	
			計		129,000	129,000	
		小計				129,000	
	平成26年度	研修費	斑鳩町民生児童委員協議会への支払	H26.5.14	17,000	17,000	
			一般社団法人斑鳩町観光協会への支払	H26.5.29	3,000	3,000	
			奈良ヒューライツ議員団への支払	H26.6.10	30,000	30,000	
			特定非営利活動法人虹の家への支払	H26.6.12	5,000	5,000	
			斑鳩町自治振興会への支払	H26.6.13	5,000	5,000	

相手方	年度	科目	内容	支出目	支出額(円)	違法額(円)	備考
			公益財団法人斑鳩町文化振興財団への支払	H26.6.14	1,000	1,000	
			斑鳩会への支払	H26.12.15	22,000	22,000	
			生駒郡町村会・町村議会議長会への支払	H27.1.12	15,000	15,000	
			新生奈良研究会への支払	H27.3.2	60,000	60,000	
			計		158,000	158,000	
		小計				158,000	

これは、正本である。

平成 31 年 1 月 31 日

奈良地方裁判所民事部

裁判所書記官 藤 村 裕

横

